15　法第三十九条第一項第十一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社（同号に規定する持株会社をいう。以下この項において同じ。）とする。

一　次に掲げる会社のいずれかを子会社とする持株会社

イ　保険会社

ロ　少額短期保険業者

二　前号に掲げるもののほか、当該持株会社の子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次に掲げる業務を専ら営む持株会社

イ　次条第一項各号に掲げる業務であって、商工組合中央金庫等の営む業務のために営むもの

ロ　次条第二項各号に掲げる業務（当該持株会社が証券専門会社等を子会社としていない場合にあっては同項第三十一号から第三十五号までに掲げる業務を、当該持株会社が保険会社等を子会社としていない場合にあっては同項第三十六号から第四十五号までに掲げる業務を、当該持株会社が信託専門会社を子会社としていない場合（当該持株会社の議決権を保有する商工組合中央金庫が信託兼営の場合（商工組合中央金庫の子会社が当該議決権を保有する場合を含む。）にあっては同項第四十六号から第四十八号までに掲げる業務を、それぞれ除く。）

16　法第十四条の規定は、第六項第九号、第七項、第九項（第十項及び第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二項、第十三項及び前項第二号ロに規定する議決権について準用する。この場合において、同条中「所有する株式」とあるのは「所有する株式又は持分」と、「主務省令」とあるのは「経済産業省令・財務省令・内閣府令」と、「である株式」とあるのは「である株式又は持分」と読み替えるものとする。

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条　（略）

一　他の事業者等のための不動産（原則として、商工組合中央金庫又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二　他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三　他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四　他の事業者等の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五　他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六　他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

（削る）

七　他の事業者等の現金自動支払機その他の主務大臣等が別に定める機械（第七十二条の二第六号において「現金自動支払機等」という。）の保守、点検その他の管理を行う業務

八　他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う業務

（新設）

11　法第四十条第八項の規定は、第七項及び第八項に規定する議決権について準用する。

（商工組合中央金庫の子会社の範囲等）

第七十条　法第三十九条第二項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　他の事業者のための不動産（原則として、商工組合中央金庫又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二　他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三　他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四　他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五　他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務

六　他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

七　他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務（第十号に該当するものを除く。）

八　他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

九　他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う業務

葉書又は封書の作成又は発送を行う業務